平成２６年１０月２８日

会計検査院による「鉄道施設の維持管理についての意見表示」について

当社は、鉄道施設（軌道［平成25年度]、土工構造物［平成24, 25年度]）の検査及び修繕の実施状況を中心に、本年２月から６月まで会計検査院の実地検査及び書面検査を受検し、本日、以下の意見表示を受領しました。

（会計検査院による「鉄道施設の維持管理についての意見表示」【抜粋】）

ア　軌道の維持管理について

(ｱ) 技術基準等を遵守して軌道変位検査及び補修工事を適切に実施することについて関係部署に周知徹底するとともに、その実施状況を確実に確認する方法を検討すること

(ｲ) 軌道変位検査について、対象箇所を適切に把握するなどして、保線管理室等及び保線所等において、軌道変位検査の実施状況を管理し確認できるよう、管理台帳の具体的な運用方法を検討すること

(ｳ) 補修工事について、保線管理室等及び保線所等において、補修工事の実施状況を管理し確認できるよう、整備基準値超過箇所を漏れなく適切に把握して補修箇所管理表に記録することにより、補修箇所管理表の運用をより確実なものとする方策を検討すること

イ　落石止擁壁の維持管理について

落石止擁壁の背面に係る落石等の堆積量を適切に把握、記録して通常全般検査が適切に実施されるよう、通常全般検査における適切な判断基準を検討すること

今回会計検査院から意見表示をいただいた内容については、平成２５年９月の大沼駅構内貨物列車脱線事故発生以前の鉄道施設の検査・修繕に関する不適切な取り扱いや同事故発生以降取り組んできた指導の一部不足に関するものであります。

当社は、これらいただいた意見表示を真摯に受け止め、その内容を踏まえて、検査機器の増配備や関係システムの機能向上、関係社員に対する指導教育の徹底などに取り組むとともに、検査から修繕までの適正化を推進してまいります。